

随意契約（相手方指定）調書

件名	常磐線日暮里7号線ガード（東側・西側）壁画制作業務委託	No.5200488
履行期限	平成28年10月31日	
契約締結日	平成28年 9月 5日	
契約金額	2,894,300円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人アプリュス (法人番号：4011505001362)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>常磐線日暮里7号線ガード(東側・西側)壁画制作業務委託</p>
<p>指名業者(案)</p>	<p>名称 一般社団法人アプリユス 所在地 埼玉県朝霞市幸町2-1-37 青葉台ハウス1F 代表者 代表理事 柳原 絵夢</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、高架下の壁面における景観向上及び地域防犯を目的とした壁画制作の業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を相手方に指定したい旨の依頼があった。経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記法人は、東京藝術大学の卒業生らにより設立されている法人であるが、荒川区では「東京藝術大学との芸術・文化振興のための連携に係る合意書」(平成20年12月18日合意)に基づき、大学における芸術教育の発展と地域における芸術・文化振興を図るため、当大学と協力して事業を実施している。</p> <p>② 上記法人は、東京藝術大学の非常勤講師が在籍しているほか、現役生が活動の補助を行うこともあり、当大学との関わりの深い団体である。</p> <p>③ 本件壁画の制作については、デザイン等の決定について地域住民との意見交流を前提としているが、上記法人は平成20年度より区主催の各種ワークショップを受託し、地域住民との良好な信頼関係を築いており、円滑な業務の履行が可能である。</p> <p>④ 上記法人は、平成22年度に南千住第2三ノ輪ガード下に、平成24年度には東日暮里第1・第2辻元ガード間に、平成25年度・平成26年度には常磐線第3ガード下南千住側・東日暮里側に壁画を制作しており、地域住民の意見を反映したデザインや、作業時の安全管理の徹底を行うなど、地域住民からの評判も高く、その履行状況は良好であった。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>